

# 反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	5年度予算額	6年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(17) 診療報酬 (調剤報酬)	共同	(九州財務局)	11,923,799の内数	12,011,794の内数	87,996の内数	—
事案の概要	調剤基本料は、医薬品の備蓄等の体制整備に関する経費を評価したものであり、薬局経営の効率性を踏まえ、処方せんの集中率や受付回数等に応じて設定されている。一方で、調剤基本料には、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局などを評価するための「地域支援体制加算」があり、当該加算を算定するに当たり、調剤基本料1を算定する薬局に関しては要件が大幅に緩和されている。						

## 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

### 1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態について

- 調剤基本料は、薬局の運営維持に要するコストを処方せんの集中率と受付回数の側面から評価したもの。実際に、集中率の低い薬局の方が備蓄している医薬品目数が多い傾向があり、高コストと考えられる。
- 令和2年度診療報酬(調剤報酬)改定では一部の処方せん集中率が高い薬局を調剤基本料2や調剤基本料3イの対象とする見直しを行っているが、その影響は極めて限定的であり、見直しは不十分である。  
処方せん集中率が高い薬局であっても処方せん集中率が低く比較的規模の小さな薬局と同様に調剤基本料1が算定されることについて、見直しを行うべきであり、処方せん集中率が高い薬局については、原則として調剤基本料1の対象から除外すべきではないか。

### 2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 地域支援体制加算は、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価するもの。一方で調剤基本料1の薬局を対象とした地域支援体制加算1・2の要件は大幅に緩和されており、さらに緩和された要件自体も有効に機能しているとは言い難く、当該加算の制度趣旨に沿った要件になっていないのではないか。
- 調剤基本料1を算定していることによる要件の大幅緩和措置の更なる見直しを行うとともに、真に地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価する観点から、例えば、「地域連携薬局」の認定を受けていることを要件とすべきではないか。また、処方せん集中率が高い薬局は原則として対象から除外するなど、算定要件の見直しを行うべきではないか。

## 反映の内容等

1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態について
2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 令和6年度予算に係る大臣折衝において、調剤基本料等の適正化について、中央社会保険医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進めることを合意した。

参考:令和6年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理(抄)  
(令和6年1月12日、中央社会保険医療協議会)

- ・ 調剤基本料について、損益率の状況等を踏まえ、特定の医療機関からの処方箋受付が集中しており、処方箋受付回数が多い薬局等の評価を見直す。
- ・ 地域におけるかかりつけ機能に応じて薬局を適切に評価する観点から、地域支援体制加算について、要件及び評価の見直しを行う。